

古賀市の屋外広告物について

①屋外広告物とは

屋外広告物法で以下のように定められています。

・屋外広告物法第 2 条より抜粋

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

②古賀市景観計画との関係

古賀市の景観計画は、地域住民が日常的に目にする身近な生活景観を守るため策定しました。屋外広告物も店舗や道路沿いなど身近なところで日常的に目にするものであり、生活景観を構成する重要な要素となり互いに関係しています。

③これまでの取組み

福岡県屋外広告物条例に基づく許可手続きを行ってきました。

時期	取組み
昭和 2 4 年	福岡県屋外広告物条例施行
平成 1 2 年	屋外広告物の設置許可に関する事務処理を福岡県から古賀市へ移譲
平成 3 1 年 3 月	古賀市屋外広告物条例公布（一部未施行）

④今後の予定

古賀市屋外広告物条例の施行を令和 2 年 1 月 1 日としております。

古賀市屋外広告物の基準を古賀市景観審議会に諮問します。

古賀市景観審議会の答申を基に古賀市屋外広告物条例施行規則を定め運用します。